

ふるさと納税ワンストップ特例制度に伴う地方自治体への財政措置を求める意見書

ふるさと納税制度は、納税の大切さ、ふるさとの大切さの再認識、自治意識の進化に役立つという意義から、都道府県及び市区町村に対する寄附について、所得税及び個人住民税から控除される制度であり、平成27年度には、ふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されている。

この特例制度は、本来、国税である所得税から控除すべき税額を、寄附者が居住する地方自治体の個人住民税から控除し、それに伴う税収減を、地方交付税により補填することで、控除申請を簡素化する仕組みである。

しかし、地方交付税の不交付団体は、減収補填が受けられないため、本来、国が負担すべき税収減が地方自治体へ転嫁されている現状にある。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、ふるさと納税ワンストップ特例制度に伴う、本来、国が負担すべき地方自治体の税収減分について、全ての地方自治体に財源を措置することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年10月25日

江東区議会議長 榎本雄一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣

} あて